

2019年5月7日

## 仮想通貨(暗号資産)の未来を考える

立命館大学 政策科学部 教授  
IIMA 客員研究員 西村陽造

令和がどのような時代になるのか想像もつかないが、平成は世界的な IT 革命とグローバル化の時代と重なった。そこで明らかになったことは、「技術革新がグローバル化を促し、それに応じて制度が変わっても、国家や国境はその存在感を維持し続ける」ことであり、英国の EU 離脱問題や米中貿易戦争はその証左かもしれない。この見方は通貨の世界にも妥当するかもしれない。すなわち、IT 技術革新とグローバル化の産物である仮想通貨(暗号資産)が、国家が発行する既存の通貨に取って代わることは難しいように思う。既に議論されていることではあるが改めて整理してみたい。

インターネット上の通貨である仮想通貨は、ブロックチェーンと呼ばれる新技術による分散型システムの下で発行や取引が行われている。従来の通貨と異なり裏付けとなるのは国家の信用ではなく、ブロックチェーン技術を中心とした仕組みに対する信頼である。国境を越えて自由に取引ができて電子商取引をさらに拡大させる可能性を秘め、取引所で各国通貨に交換することもできる。ブームの様相を呈して代表的存在であるビットコインの価格は急騰していたが、最近では低迷している。維持コストも安いといわれてきたが、ブロックチェーンで必要なコンピューターが行う演算処理に必要な電気代が結構かかることなどが指摘されている。

仮想通貨が既存通貨にとって代わることは難しいと思う理由は、国家の信用を背景にした通貨は経済には必要不可欠と考えるからである。経済には市場メカニズムによって均衡に向かう力が働くが、好況と不況を繰り返す景気循環や、様々なショックやバブルの生成・崩壊によって不安定化する。これは経済学がどんなに進歩してもなくなると思う。経済安定化のためには、政策当局による裁量的な通貨発行量の調節・調整が不可欠である。例えば、平時のファインチューニング、金融危機時の中央銀行の最後の貸し機能の発揮、さらには禁じ手ながら危機的な不況時における国債の中央銀行引受による財政支出拡大や、政府債務危機時の中央銀行による無制限の国債購入などである。こうした政策が実施可能であるためには、政府に通貨発行権がある必要がある。また、通貨増発が有効に機能するためには、「発行する政府に徴税権があること」による通貨価値の裏付けが必要である。

仮想通貨が国家の発行する通貨を駆逐した世界を敢えて想像すると、そこでは徴税権を持った政府が通貨を発行しているわけではないので、経済が不安定化した場合に有効な対処ができなくなる。それを示唆する例が10年前のギリシャの経験である。政府が政府債務危機に陥り、深刻な経済危機を招いた主因がそれまでの放漫財政にあったことは論を俟たないが、通貨統合によって政府が独立した通貨発行権を失ったことで無制限の国債購入ができなかったことも一因ではなかろうか。国家が発行する通貨を持たない経済システムはいずれ淘汰されると考えるのが自然であろう。

このように考えると、仮想通貨は既存の通貨を補完する役割を果たすにとどまり、通貨としての主役の座につく可能性は低いと思う。そうであれば、既存通貨のデジタル化に力を傾けた方が建設的な気がする。ブロックチェーン技術も、そのデジタル化を支える分散型システムを提供することに貢献できる。それは現在のいわば中央集権的な通貨発行システムが抱える問題（バックアップで守られているとはいえ、中央がダウンすれば全体がダウンすること）を分散型システムで補完できるかもしれない。予想もできない技術革新が起これば別だが、現状の延長線上で考えるとこのような結論になる気がする。

(IIMA メールマガジンへの寄稿)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2019 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話 : 03-3245-6934 (代) ファックス : 03-3231-5422

e-mail: [admin@iima.or.jp](mailto:admin@iima.or.jp)

URL: <http://www.iima.or.jp>